

平成26年4月1日制定

一般社団法人練馬区産業振興公社 情報セキュリティポリシー

1 基本方針

練馬区産業振興公社(以下、「公社」という。)は、練馬区の商業、工業、農業などの分野における産業振興に関する事業ならびに勤労者の福祉共済に関する事業を総合的に実施することにより、中小企業の経営の安定と発展に貢献し、もって区内産業の振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的としています。

公社では、お客様への質の高いサービス提供や業務効率の向上のため、サービス利用者の管理、ホームページ運用やメール等において、情報システムやインターネットを活用していますが、近年では個人情報等の漏えい、改ざん等のセキュリティ事故や事件が社会問題となっています。このような脅威から情報システムやネットワーク、個人情報などの管理情報(以下、「情報資産」という。)を守ることは、お客様から公社の信頼を維持し向上させるために大変重要です。

公社では、情報セキュリティの重要性を認知するとともに安全対策を講じ、万全な管理体制のもと、情報資産をさまざまな脅威から守るために、組織をあげて情報セキュリティ対策に取り組みます。

2 情報セキュリティポリシーの適用範囲

情報セキュリティポリシーが対象とする「情報資産」とは、公社が保有する情報システムやネットワーク、業務上保有する個人情報など全ての情報です。情報資産の管理に携わる全ての公社職員(定期雇用職員および臨時職員を含む)、並びに契約により公社の情報資産に接する全ての委託業者を適用範囲としています。

3 情報セキュリティポリシーの位置づけ

情報セキュリティポリシーは、情報資産に関する情報セキュリティ対策についての統一かつ基本的な方針です。

情報セキュリティ対策を講ずるにあたり、職員が遵守すべき事項および判断等の基準を定める必要があるため、情報セキュリティ対策を行う上で必要となる要件等を明記した情報セキュリティ対策規程を策定します。